野洲市資料提供

提供年月日	令和 8年 2月 20 日
担当部課	上下水道課
担当者	飯田
連絡先電話番号	077-589-6433

水道料金改定に関する市の考え方について

1．料金改定率

○ 水道料金　49%改定(引上げ)　　令和９年４月１日施行

《参考 上下水道料金合算としてみた場合 23%改定　下水道使用料は据置》

2．市の考え方

○ 水道事業会計を健全に
○ 水道施設・管路をより安全で、災害に強く
○ 次世代への負担をできるだけ少なく

→ **水道料金を設定**

具体的に…

・水道事業会計単年度収支の黒字化
・水道施設や管路を計画的(R7～R16)に更新するための財源確保〈約８億円/年〉
・10年後以降の計画的な更新のための財源積立〈約１億円/年〉

うち管路相当分
約5億円/年

【財源積立に関する補足】

○ 財源積立相当分は、建設改良積立金として保有
○ 10年後に向け、給水収益の１年分に相当する約10億円を１つの目安として積立て
○ アセット計画での耐用年数(60年経過)に基づく管路更新需要の見通し

・第１期更新(布設年度S40～S49)	**更新対象延長**	**12,079m**	**現行更新計画※　37,583m**
・第2期更新(布設年度S50～S59)	更新対象延長	43,974m	第2期で3期分の前倒し (そのための財源確保)
・第3期更新(布設年度S60～H 5)	更新対象延長	118,860m	
・第4期更新(布設年度H 6～H15)	更新対象延長	105,470m	※現行更新計画では、第2期更新予定の一部の管路を含んでいる(前倒しで布設替)
・第5期更新(布設年度H16～H25)	更新対象延長	27,714m	

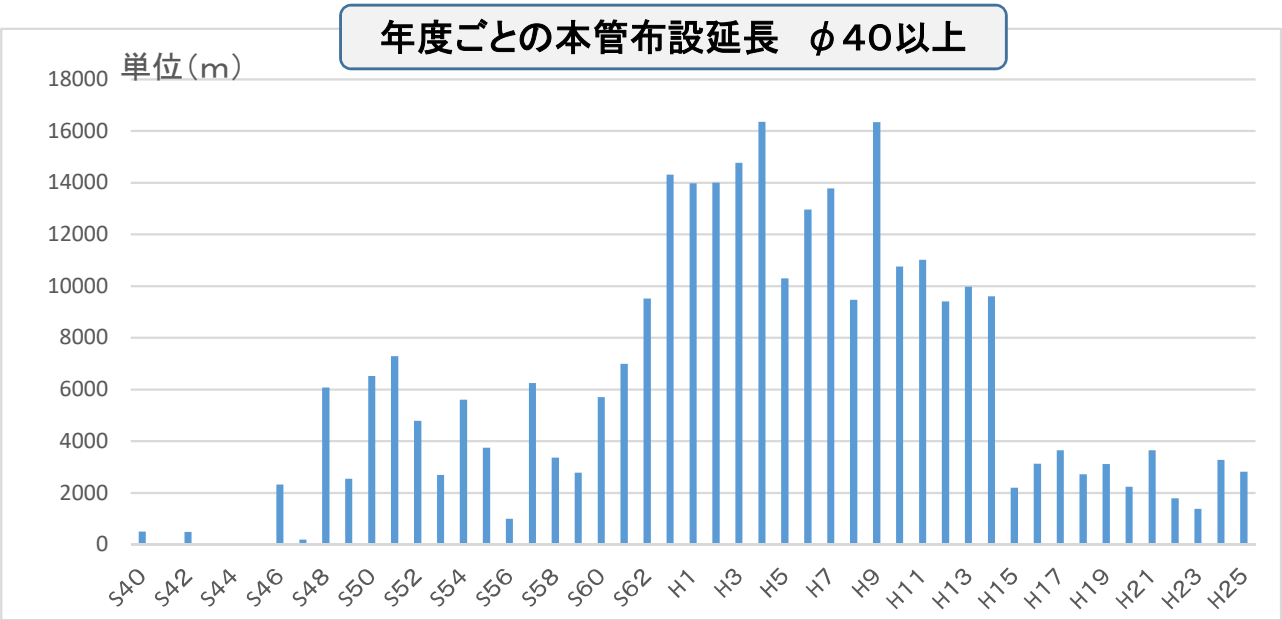

３. 上下水道事業運営委員会での議論の確認

【答申】

○ 改定率は上水道料金合算で20%～23%の改定を行うこと
（水道料金43%～49%改定・下水道料金据置）

【ポイント】

① 水道事業会計収支の赤字状態の解消
令和6年度水道事業会計決算が約2800万円の赤字であった。令和8年度以降は、現在進めている施設更新などに伴う減価償却費がさらに増加し、赤字幅拡大による経営の行き詰まりを懸念

② 水道施設や管路の今後10年間の更新を計画通り実施するための財源確保
昨今、全国的に発生している水道老朽管破損による長期間の断水や道路陥没事故の防止
令和6年能登半島地震の被害状況などを踏まえた水道施設や管路の耐震化の推進、加速

⇒ ①、②への対応で36%改定が必要

③ 将来（10年後以降）への備えとして、「資産維持費」として建設改良積立金などの確保
10年後以降の更新見込みで、老朽化していく水道管路の範囲が今以上に拡大
▽「資産維持費」という形で、1%又は0.5%の計上を事務局が提案
・資産維持費　1%　　1年あたり　約1億円の積立（水道料金改定率　プラス13%⇒49%）
・資産維持費　0.5%　　1年あたり約5千万円の積立（水道料金改定率　プラス　7%⇒43%）
《参考；公益社団法人日本水道協会が「水道料金算定要領※」で示す資産維持費の考え方は3%を標準
※ 水道料金算定要領 … 水道料金の全国的な算定基準として料金の考え方と算定方法をとりまとめたもの》

⇒ 委員会では、「できるかぎり次世代への負担は減らしていきたい」ということで、理想としては１億円とするものの、ある程度の幅を持たせた答申

～ １月度全員協議会でのご意見等 ～

４. 段階的な改定について

【基本条件】

○ 「できるかぎり次世代への負担は減らしていきたい」という上下水道事業運営委員会での議論を踏まえると、一定の資産維持費は見込んでいきたい。

○ 資産維持費0.5%（１年あたり約5千万円の積立）とした場合、改定率43%となる。

例）使用水量　40 ㎥ の場合

	水道料金	下水道料金	合　計	現行料金差額
現行料金	5,082 円	5,841 円	10,923 円	―
水道料金43%改定（合算改定率20%）	7,249 円	5,841 円	13,090 円	2,167 円
水道料金49%改定（合算改定率23%）	7,535 円	5,841 円	13,376 円	2,453 円

△286円

【参考】

○ 資産維持費１%（１年あたり約１億円の積立）との比較では、使用水量40㎥の場合286円安くなる。

○ １年あたりの積立額が約５千万円少なくなる。

○ 料金改定に伴うシステム改修費用等は200万円から300万円必要となる。

⇒ 管路更新需要の見通しを考慮すると、少しでも多く積み立て「できるかぎり次世代への負担」は減らしていきたい

５.一般会計からの繰り入れについて

【地方公営企業法】

○ 公営企業会計(特別会計)は、一般会計等が負担する経費を除き、経営に要する経費は収入(料金）をもって充てる独立採算制が原則とされている。〈第17条の2第2項〉

【市の考え方】

○ 他の企業会計や特別会計にも影響する可能性
○ 本来充てるべき一般会計の経費にも影響する可能性
} 慎重な判断が必要

【令和７年度予算】

○ 消火栓維持管理負担金　6,399,000 円（当初）
○ 水道管路布設替工事に伴う舗装復旧工事負担金　30,000,000 円（当初）*※野洲市独自*
○ 水道管路耐震化促進のため一般会計から出資　93,200,000 円（８月補正）

⇒　一般会計からの繰り入れに対する国の財源サポートがあれば、積極的に活用

６.市民への周知について

【現在の予定】

○ ２月議会で可決をいただければ、５月広報で料金改定をお知らせ
○ さらに、料金改定実施の直前(令和９年３月を想定)にも広報でお知らせ
○ また、検針時に配布する「上下水道ご使用量のお知らせ（検針票）」とともに料金改定に関するお知らせを配布

⇒　市民説明会は予定していない。（問い合わせについては、個別に丁寧に対応）

７.経営改善に向けての取り組み

【水道料金】

○ 水道有収率の向上及び自己水源の最大活用による受水費の抑制

	＜有収率＞	＜自己水配水率＞	＜企業庁受水費＞
３年度	82.6 %	47.0 %	322,163,275 円/年
４年度	82.8 %	46.3 %	321,259,767 円/年
５年度	84.0 %	50.5 %	311,671,886 円/年
６年度	**85.1 %**	**51.4 %**	**307,468,455 円/年**

○ ３期分（半年分）滞納者等に対する給水停止の執行　・・・　**４件程度/月**

８.経過

○ 平成28年12月　平成28年11月議会で可決（水道料金の14%引上げ）
○ 平成29年 4月　新料金の適用
○ 令和 3年 9月　上下水道事業運営委員会から市長に答申（水道料金は現行のまま）
○ 令和 3年11月　市議会全員協議会へ答申結果と市の考えとして「水道料金は現行のままとすること」を報告
○ 令和 7年 2月18日　市議会全員協議会で「水道料金及び下水道使用料改定の検討着手について」を報告
○ 令和 7年 7月25日　市長が上下水道事業運営委員会へ諮問
○ 令和 7年12月19日　上下水道事業運営委員会から市長に答申
○ 令和 8年 1月20日　市議会全員協議会で「「上下水道料金の改定」にかかる答申について」を報告